

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則
- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【告示】

- 消費者訴訟費用の貸付手続の一部改正
- 岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領の一部改正  
（以上県例規集登載）
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 特定農業用ため池の指定の解除
- 特定農業用ため池の指定
- 保安林の解除予定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

### 【公告】

- 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

生活衛生課

〃

くらし安全安心課

監理課

〃

健康推進課

〃

耕地課

〃

治山課

道路整備課

〃

経営支援課

## 目次

担当課（室）

- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 公共測量の終了
- 〃
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃

### 【人事委員会】

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【選挙管理委員会】

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

### 【公安委員会】

- 岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

（県例規集登載）

〃

建築指導課

〃

人事委員会

〃

選挙管理委員会

〃

警務課

◎岡山県規則第五号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和三十一年岡山県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。第八条第十号において「条例」という。」を削る。

第八条を次のように改める。

（その他）

第八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

第九条を削る。

様式第一号から様式第十四号までを削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第六号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「政令」という。」及び「。以下「省令」という。」を削る。

第二条第一項中「製菓衛生師試験受験願書（様式第一号）」を「受験願書」に改め、同項第一号中「（菓子製造業に従事した期間を証する書類は、菓子製造業務従事証明書

（様式第二号）による。）」を削る。

第三条中「（様式第三号）」を削る。

第五条から第九条までを削る。

第十条の見出しを「（試験期日等の公示）」に改め、同条を第五条とする。

第十一条を削る。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第六条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第八号までを削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

## ◎岡山県告示第百十四号

消費者訴訟費用の貸付手続（昭和五十一年岡山県告示第八百六十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

様式第一号中「<sup>㊦</sup>」を「<sup>㊧</sup>」に改める。

様式第二号及び様式第三号中「<sup>㊦</sup>」を「<sup>㊧</sup>」に改める。

「<sup>㊦</sup>」を「<sup>㊧</sup>」に改める。

様式第四号及び様式第五号中「<sup>㊦</sup>」を「<sup>㊧</sup>」に改める。

「<sup>㊦</sup>」を「<sup>㊧</sup>」に改める。

### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第百十五号

岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成十三年岡山県告示第四百四号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表第五号中「、労働基準監督署から検察官に送致された」を「逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴を提起された」に改め、同表第十七号中「キ」を「オ」に、

を	
エ 入札を無断欠席した場合	一月以上三月以下
オ 正当な理由なく、落札決定後契約を辞退した場合	三月以上六月以下
カ その他不正又は不誠実な行為を行った場合	一月以上一二月以下

  

を	
エ 正当な理由なく、落札決定後契約を辞退した場合	三月以上六月以下
オ その他不正又は不誠実な行為を行った場合	一月以上一二月以下

に改める。

様式第三号中「キ」を「オ」に、「ホ」を「カ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領別表の規定にかかわらず、この告示の施行の日の前日までに指名停止事由の原因となる行為がなされた場合の指名停止及び指名留保については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

医療法人衣笠内科医院

津山市椿高下三九

令和三年二月十三日

医療法人和楽会野上内科医院

倉敷市児島味野六一一〇

令和三年二月十五日

赤木薬局

倉敷市八王寺町一四九一五

令和三年二月十九日

◎岡山県告示第百十七号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律十七号）第七条第一項の規定による特定農業用ため池の指定を次のとおり解除する。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 特定農業用ため池の名称及び所在地  
次のとおりとする。

二 解除年月日

令和三年二月二十二日

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県備前県民局農林水産事業部農地農村計画課、岡山県備中県民局農林水産事業部農地農村計画課及び岡山県美作県民局農林水産事業部農地農村計画課に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百十八号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律十七号）第七条第一項の規定により、特定農業用ため池を次のとおり指定する。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 特定農業用ため池の名称及び所在地  
次のとおりとする。

二 指定年月日

令和三年二月二十二日

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県備前県民局農林水産事業部農地農村計画課、岡山県備中県民局農林水産事業部農地農村計画課及び岡山県美作県民局農林水産事業部農地農村計画課に備え置いて縦覧に供する。）



# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

## ◎岡山県告示第百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 解除予定保安林の所在場所

井原市芳井町梶江字東谷一五〇の六

### 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 三 解除の理由

指定理由の消滅

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

◎岡山県告示第百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 宍粟真備線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市真備町辻田字台九六一番一地内		新	六・一 八・七	二二・〇
倉敷市真備町辻田字台九六一番一地内		旧	四・二 六・六	二二・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 吉ヶ原美作線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久米郡美咲町休石字アイ山五二一番八地先から 久米郡美咲町休石字久保田二九番一地先		新	九・〇	三八三・五

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

一 道路の種類 県道  
 二 路線名 安井津山線  
 三 道路の区域

久米郡美咲町宮山字此八七番一地内	久米郡美咲町宮山字此八七番一地内	区  域
旧	新	新旧別
一一・〇〇 二二・〇〇	八・〇〇 二二・〇〇	幅員 (メートル)
七八・〇	七八・〇	延長 (メートル)

久米郡美咲町休石字アイ山五二一番八地 先から	久米郡美咲町休石字アイ山五二一番八地 先から	を経て 久米郡美咲町休石字谷ノ宮下五〇番地先 まで
旧	旧	
九・〇〇 二七・五	四・〇〇 一一・七	二七・五
三八三・五	三八三・五	

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

◎岡山県告示第百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日	
安井津山線	吉ヶ原美作線	宍粟真備線	倉敷市真備町辻田字台九六一番一地内	久米郡美咲町休石字アイ山五二一番八地先から 久米郡美咲町休石字久保田二九番一地先を経て 久米郡美咲町休石字谷ノ宮下五〇番地先まで	久米郡美咲町宮山字赤塚一一一番五地先から 久米郡美咲町宮山字虬八七番一地先まで	令和三年三月九日

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

〔九七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 西松屋新総社店  
所在地 総社市中央五丁目四一〇八ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社西松屋チェーン  
住所 兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一  
代表者の氏名 代表取締役 大村 浩一
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社西松屋チェーン  
住所 兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一  
代表者の氏名 代表取締役 大村 浩一
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和三年十月二十三日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千百六十一平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の収容台数 四十三台  
(2) 駐輪場の収容台数 五台  
(3) 荷さばき施設の面積 三十平方メートル  
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 三・三〇立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 三箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和三年二月二十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年三月九日から同年七月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部企業誘致商工振興課

〔九八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡シーサイドモール

所在地 笠岡市笠岡二三八八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 笠岡マルセン開発株式会社

住所 笠岡市笠岡二三八八番地

代表者の氏名 代表取締役 森年 美和

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）平面南側 二百三十三台

平面北側 三十台

店舗屋上 三百二十六台

立体駐車場二階 百九台

立体駐車場三階 百七台

立体駐車場四階 百七台

立体駐車場屋上 百七台

駐車場収容台数の合計 千十九台

（変更後）平面南側 二百三十一台

平面北側 廃止

店舗屋上 三百六台

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

立体駐車場二階 百台

立体駐車場三階 百台

立体駐車場四階 百台

立体駐車場屋上 百七台

駐車場収容台数の合計 九百四十四台

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 店舗西側 一箇所

店舗南側 一箇所

店舗北側 一箇所

駐車場自動車の出入口の数の合計 三箇所

(変更後) 店舗西側 一箇所

店舗南側 一箇所

店舗北側 廃止

駐車場自動車の出入口の数の合計 二箇所

4 変更年月日

令和三年十月二十六日

二 届出年月日

令和三年二月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年三月九日から同年七月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び笠岡市産業部商工観光課



# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

〔九九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国地方整備局福山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市茂平	測量区域
公共測量（数値図化）	測量の種類
令和三年二月二十五日	終了年月日

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

〔一〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

旭川ダム周辺地区	測量区域
公共測量（基準点測量、水準測量、航空レザ測量、空中写真測量、写真地図作成、数値地形図作成）	測量の種類
令和二年十二月二十五日	終了年月日

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

〔二〇一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字西鷺瀬四三〇―四、四三〇―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九三六―一セレーノA二〇二号

真治 祐介

真治 彩子

三 許可番号

岡山県指令建指第三六三号

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

〔二〇二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年三月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字西鷲瀬四三一一六、四三一一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市福島七二七パークサイドレジデンス二〇一

三村 敬祐

三村 佳代

三 許可番号

岡山県指令建指第三六二号

◎岡山県人事委員会規則第二号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一口の表警察の項中

総務統括官

を

総務統括官  
運転免許センター長

に改める。

附 則

この規則は、令和三年三月十二日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月九日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一警察の項中

参事官（行政職給料表の  
八級及び公安職給料表の  
九級の職に限る。）

を

参事官（行政職給料表の  
八級及び公安職給料表の  
九級の職に限る。）  
運転免許センター長

に改める。

附 則

この規則は、令和三年三月十二日から施行する。

◎岡山県選管告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年三月九日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、五〇五
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二九六、九〇二
- 三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

岡山市北区・加賀郡	選挙区	八四、一九八	数
高梁市	選挙区	八、三八六	数

# 令和3年3月9日 岡山県公報 第12275号

総 社 市	井原市・小田郡	笠岡市	玉野市	勝田郡・津山市・苦田郡	倉敷市・都窪郡	岡山市南区	岡山市東区	岡山市中区
一八、七七二	一五、二〇一	一三、五八六	一六、七六一	三六、〇二五	一三四、三七九	四六、四六九	二六、三七一	四〇、三〇〇
	久米郡	浅口市・浅口郡	美作市・英田郡	真庭市・真庭郡	赤磐市	瀬戸内市	備前市・和气郡	新見市
	五、三二七	一二、七五二	八、一二二	一二、八六二	一二、一四六	一〇、四六五	一三、六七三	八、二三七



◎岡山県公安委員会規則第七号

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月九日

岡山県公安委員会

岡山県警察組織規則の一部を改正する規則

岡山県警察組織規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

- 第三条第四項中「統括参事官」の下に「、運転免許センター長」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
- 3 交通部に運転免許センター長を置く。

附 則

この規則は、令和三年三月十二日から施行する。